

論 説

相続税の債務控除についての一考察

—— 相続開始の際現に存するもので「確実に認められる」債務を中心に ——

加藤歌子
(税理士)

目 次

I はじめに

II 相続と債務

III 債務控除の沿革

IV 相続開始の「際」の意義

V 確実に認められる債務

VI 保証債務

1 債務控除の可能な保証債務とは何か

2 東京高裁平成20年1月30日判決について

VII むすびにかえて

I はじめに

債務控除につき、相続税法は13条1項本文で、「相続又は遺贈…により財産を取得した者が第一条の三第一項第一号又は第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続又は遺贈により取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から次に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による」と規定し、さらに同14条1項は、13条「の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実に認められるものに限る」、とする。債務控除の対象となる債務について、相続税法自体は14条2項、3項に公租公課に関する定めをおいているほかに規定がないが、相続税法基本通達14-1以下に実務上の定めがあり、特に14-3(1)で「保証債務については、控除しないこと。ただし、主たる債務者が弁済不能の状

態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならぬ場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額は、当該保証債務者の債務として控除すること」としている。実際には、実務に携わっている者として、相続人が被相続人の保証債務を履行しても、相続開始の時確実に認められる債務では無かったとして、債務控除を否認される事例が極めて多いように感じられる。

本稿は、このような相続税法の規定や実務上の取扱いを手掛かりに、相続開始の際、確実に認められる債務とは具体的にどのようなものをいうのか、相続税法13条1項1号で「相続開始の時」ではなく、「相続開始の際」と表現されているのには何か意味があるのか、「確実に」とは、債務の存在が確実にあればよいのか、それとも金額も確実になければならないのか、といった諸点を考察することを目的と

する。

なお、債務控除については、本来ならば無制限納税義務者（相法1条の3第1項1号・2号、2条1項）と制限納税義務者（相法1条の3第1項3号、2条2項）に分けて論じるべきであるが、紙幅の関係もあり、以下では無制限納税義務者のみを念頭に置いて論じることとする。

II 相続と債務

民法は、「相続人は、相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りではない」（896条）と規定するが、この義務に含まれるのが被相続人の債務である。

債務とは、「債権に対応する概念で、債権を債務者側から表現したもの。すなわち、債権者に対して一定の行為（給付）を行う義務をいう」⁽¹⁾とされている。民法上は、自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月以内に単純承認（920条）・限定承認（922条）・相続の放棄（938条）をしなければならぬが（915条）、「日本民法が無限責任主義をたてまえとしているところから、単純承認の生ずる場合が圧倒的に多」⁽²⁾く、このことが相続税法上の保証債務の債務控除の問題を生じ

させる遠因となっていると考えられる。なお、保証債務について、「判例が、身元保証、信用保証において保証人死亡当時具体的に生じている主たる債務に対する保証債務について、その相続性を肯定し、学説もまたこの判例の態度を是としているところから、一時的保証債務は一般の債務と同様に相続によって相続人に承継されることが認められているということが出来る」⁽³⁾とされている。

III 債務控除の沿革

次に、債務控除の沿革を、相続税の改正動向を含めて確認しておこう。なお、以下Ⅲにおける記述は、特段の引用のない限り、武田昌輔監修『DHC コメントール相続税法1 沿革 § § 1～21の18』（第一法規）101～329頁に依拠する。

相続税は、明治37年の日露戦争勃発による経費支弁のため、新税の一として明治38年に創設された⁽⁴⁾。創設された相続税法（明治38年1月1日法律第10号）は遺産税方式であったが（1条は相続税法施行地にある相続財産に相続税が課される旨規定し、13条は賦課課税であることを規定している）、この当時の債務控除について、3条は以下のように規定している。

「被相続人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキ

(1) 高橋和之他編集代表『法律学小辞典（第5版）』（有斐閣、2016年）487頁。

(2) 谷口知平＝久貴忠彦編『新版 注釈民法(2)相続(2)（補訂版）』（有斐閣、2013年）514頁〔川井健執筆〕。『平成26年司法統計3家事編』第2表 家事審判・調停事件の事件別新受件数—全家庭裁判所（<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/087/008087.pdf>〔最終確認日：2016年3月22日〕参照）によると、平成26年の相続放棄申立件数は約18万2,000件、限定承認申立件数は約800件である。

厚生労働省『平成26年（2014）人口動態統計（確定数）の概況』（http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei14/dl/00_all.pdf〔最終確認日：2016年3月22日〕参照）3頁によると、死亡者数は約127万人である。相続放棄申立件数等は相続人によるものであり、死亡者数は被相続人を示すものだから単純な比較はできないが、おそらく多くの相続は単純相続であると推察される。

(3) 谷口＝久貴・前掲注(2)31頁〔右近健男執筆〕。

ハ相続開始ノ際本法施行地ニ在ル相続財産ノ
価額ニ相続開始前1年内ニ被相続人カ本法施
行地ニ在ル財産ニ付為シタル贈与ノ価額ヲ加
ヘ其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以
テ課税価格トス

- 一 公課
- 二 被相続人ノ葬式費用
- 三 債務(旧字体を新字体に改めている)

このように、公課と債務は別々に規定され、創設当初から被相続人の葬式費用も控除の対象とされているが、現行相続税法上の債務控除と規定内容がほぼ同じであり、現行規定の原型が相続税導入当初から現れていることがわかる。

明治38年1月の相続税法公布直後に、相続税法の施行に関し、大蔵大臣から各税務監督局長に対してされた「相続税ニ関スル大蔵大臣ノ訓示」では、その第7で「相続財産中ヨリ控除スヘキ債務ハ政府カ確實ト認メタルモノニ限ルト雖政府ニ於テ認定スルニハ必スシモ書面ノ証拠アルコトヲ必要トセサルヲ以テ苟モ成立確實ト認メラル、モノハ書面ノ有無ニ拘ラス之ヲ控除シテ妨ナキモノトス」とされていた。したがって、確實と認めたるものに限るという表現は、相続税法上の条文ではなく、訓示に示されているのみである。そして、成立が確實と認められれば控除して妨げ

ないとして、金額が確實であるかどうかにはふれていない。

その後、昭和22年には相続税法は憲法及び民法の改正を受けて全文改正がなされ、家督相続の廃止及び旧相続税法23条を拡張して贈与税を新設し、申告納税制度を採用したとされる。その16条は「被相続人が相続開始の際この法律の施行地に住所を有するときは、相続財産の価額から左に掲げるものの金額を控除した金額を以て課税価格とする。

- 一 被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの(公租公課を含む。)
- 二 葬式費用

前項の課税価格の計算については、相続開始前2年以内になされた契約による贈与の義務で、相続開始の際現に存するものの金額は、これを前項第1号に掲げる債務の金額に算入しない」と定め、さらに18条は、「前2条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確實と認められるものに限る」と定めた。相続開始の際現に存するものという文言の追加と、控除すべき債務は確實と認められるものに限定されることの明定がなされたことになる。この時点で、債務控除に関する現在の枠組みの基礎が固められ、現在に至ることになる。

(4) 「相続税は明治三十八年一月始めて設定せられたり。相続税なるものは相続に因りて一時に多額の財産を取得する者あるに際し、其の相続財産の一部を租税として納付せしむるものなるが故に納税者の苦痛は極めて少きに拘らず国庫は確實にして巨額の収入を得るのみならず、国富の発達と共に無限に其の収入を増加すべきものにして、甚だ良好の税種なりと認めらるるものなるを以て、欧米各国に於ては早くより本税の実施を見、其の主要の財源を為せしものなるが、我国に於ては…明治

三十七年日露戦役勃発するや、政府は之が経費支弁に要する財源の一部として…相続税を創設することと為(す)。…相続税が右のごとく非常増収計画の一部として立案せられしものなるに拘らず、之を非常特別税法中に規定せずして単行法を以て規定したる所以は、本税を以て一時非常の租税と為さずして、将来永久の制度と為すを適当と認めしに因るものなり」(大蔵省編纂『明治大正税制史 第7巻』(財政経済学会, 1938年) 205~206頁。なお文中の旧字体は適宜新字体に改めている)。

IV 相続開始の「際」の意義

相続税法13条1項1号は、被相続人の債務で相続開始の「際」現に存するものと規定している。相続開始の時ではなく、相続開始の際としているのには特別の意味があるのだろうか。この点につき、東京地裁平成8年2月28日判決（判時1568号44頁）⁽⁵⁾が参考になる。同判決では、個人病院を経営していた被相続人の死亡により、この病院の従業員でもあった相続人と被相続人の雇用関係が終了し、相続人に対する退職金債務が発生したとして債務控除をした上でなした相続税申告に対する更正処分等の是非が問われているが、同判決は以下のように述べて「相続開始の際」の退職金債務の債務控除可能性の一般論を肯定している（ただし本件での債務控除自体は否定した）。「相続税法は、相続により取得した財産の価額の合計額をもって相続税の課税価格とし…、課税価格に算入すべき価額は相続によって取得した財産の価額から非課税財産の価額を控除し…、更に『被相続人の債務』で『相続開始の際』に『現に存する』もので『相続によって財産を取得する者の負担に属する』ものを控除することとしている…が、この趣旨は、被相続人の借入金等の債務が存するときは、相続の結果相続人の負担に属することとなるこれらの債務の額を積極財産の価格か

ら控除し、相続によって取得する財産の実質的価格をもって課税価格とすることにある。そして、時期、時刻、時を示すには『時に』という用語があるのに、『際』との用語が用いられていることに照らせば、『相続開始の際』とは、相続の開始、すなわち被相続人の死亡及び被相続人の死亡に近接し、かつ、社会通念上これから起因して生じる事態の経過を含めた時間の範囲を示すものと解すべきである。そして、『被相続人の債務』で『現に存する』とは、その債務の性質及び発生原因に照らして、被相続人に属すべき債務がその発生要件を充足していることにあると解すべきである」⁽⁶⁾。

控訴審である東京高裁平成8年10月16日判決（税資221号54頁）も原判決の上記部分を引用して、控訴を棄却している。

筆者としては、相続を単純承認した場合には逃れようがない債務については、「相続開始の際」を上記判決のように解するべきであると思う。債務控除の範囲を狭く捉えることは、債務を承継した相続人に過酷な負担を強いることとなる。

V 確実と認められる債務

相続又は遺贈により取得した財産から控除する債務は、「確実と認められるものに限る」（相法14条1項）とされているが、この場合の

(5) 同判決の評釈として、岸田貞夫・租税法研究25号155頁（1997）。

(6) 横浜地判平成11年4月26日訟月46巻12号4404頁について論じた三木義一＝浪花健三「判例分析ファイル その1 債務控除の要件」税経通信55巻1号221頁、223～224頁（2000）は、「控除対象となる債務は相続開始時一時点のみで判断すべきではなく、被相続人の死亡に近接し、かつ、社会通

念上これから起因して生じる事態の経過を含めた時間の範囲を含めて判断すべきことになる。このような判断方法は、債務の有無の判断だけではなく、債務の確実性の判断に際しても用いられてきた」と述べている。①「相続開始の際」の「際」の示しているのは時間的な幅を持つ概念であること、②債務の確実性自体も事後の経過を参照して判断すべきことを示していると考えられる。

「確実」とはなんだろうか。債務の存在が確実であればいいのか、金額についても確実でなければならないのか。確実とは具体的にはどのような場合のことなのか検討してみたい。

まず、山口地裁昭和56年8月27日判決（訟月28巻4号848頁）⁽⁷⁾は、「確実と認められる債務とは、債務が存在するとともに、債権者による裁判上、裁判外の請求、仮差押、差押、債務承認の請求等、債権者の債務の履行を求める意思が客観的に認識しえられる債務、又は、債務者においてその履行義務が法律的に強制される場合に限らず、社会生活関係上、営業継続上若しくは債権債務成立に至る経緯等に照らして事実的、道義的に履行が義務づけられているか、あるいは、履行せざるを得ない蓋然性の表象のある債務をいうもの、即ち債務の存在のみならず履行の確実と認められる債務を意味すると解するのが相当である」として、不当利得返還債務を不確実な債務として債務控除の対象ではないと判示している⁽⁸⁾。また、この判決を受けてか、相続税法基本通達14-1は、「債務が確実であるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としないものとする。なお債務の金額が確定していなくても当該債務の存在が確実と認められるものについては、相続開始当時の現況によって確実と認められる範囲の金額だけを控除するものとする。（昭57直資2-177改正）」としている。これは、Ⅲで述べた明治38年に税務監督局長に対してされた「相続ニ関スル大蔵大臣ノ訓示」の内容と同義であり、確実と認められる範囲の金額だけと、さらに踏み込んだ内容であると考えられる。債務の存在が確実であれば金額は相続開始の現況によって確実と認められる範囲の金額だけ、つまり、金額全体の確定までも要求していない

ということであると思われる。

他方、所得税法や法人税法では、相続税法でいう「確実と認められる債務」に類似する考え方として、債務の確定概念（債務確定基準）がある。所得税法37条1項は、そのかっこ書きで、償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを必要経費から除外しており、また実務上は、所得税法基本通達37-2において、別段の定めがない限り、①その年末までに当該費用に係る債務が成立していること、②その年末までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、③その年末までにその金額を合理的に算出することができるものであること、の三要件全てを充足している場合に債務が確定する、としていることは、周知の通りである。同様に、法人税法22条3項2号は、償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを費用の額から除外し、実務上、法人税基本通達2-2-12は、所得税基本通達37-2と同様の要件を債務確定の要件としている。債務確定基準は、「債務として確定していない費用は、その発生の見込みとその金額が明確でないため、これを費用に算入することを認めると、所得金額の計算が不明確になり、また所得の金額が不当に減少するおそれがあるという理由から」⁽⁹⁾、

(7) 評釈として、高梨克彦・シュトイエル272号1頁（1984）があるが、債務控除につき、事後的な事情変動がある場合の更正の請求の積極的利用を勧めている（なお、本稿注(9)の高梨評釈も参照のこと）。

(8) 控訴審：広島高判昭和57年9月30日訟月28巻4号848頁も、原判決を引用して控訴を棄却している。

(9) 金子宏『租税法（第20版）』（弘文堂、2015年）311～312頁。

採用されていると解されている。費用の見越計上ないし見積計上の防止（費用計上に関する恣意を排除し課税の公平を図るためのもの）⁽¹⁰⁾ともいわれることがあるが、いずれにせよ所得税・法人税が毎年度課される税であることを前提に、費用計上時期をいずれかの年度に振り分ける、特に前倒しを防止して課税繰延を防止するための基準であることに変わりはない。例えば法人税を考えてみると、継続企業における所得計算においては、費用が当期に損金算入されるか、次期に損金算入されるかの違いでしかなく、当期がダメなら次期あるいはさらにその将来のどこかで損金算入されるのである。「将来その費用が生ずることが確実であり、かつその金額を正確に確認することができる場合」⁽¹¹⁾に費用の見越計上を認める立場もあり、また最高裁判例⁽¹²⁾でも、費用に係る債務について、金額が確定していないときであっても、現況により金額を適正に見積もることが可能であれば見積金額を売上原価として損金に算入することを認めるという立場を採るものもある。これは、売上高に対する売上原価については、特に金額が確定していないときであっても、費用収益対応の

原則の下、正しい所得計算をすることに主眼を置くことによって、本来の債務を形式ではなく実質的に解そうとする立場ではないかと思われる。

一方、相続税法はどう考えるべきか。相続税は、基本的に相続一回ごとに課され、しかも相続時の課税財産に対して課されるものであり、連続的に課税時期が続く所得税・法人税とは異なる上、債務の見越計上による課税繰延は存在し得ない。なるほど、債務の過大計上は課税価格の減少を生じるが、逆に過少計上も課税価格の増大を招き、税負担の不平等を招きかねない。①確実と認められる債務に限定した趣旨は、所得税や法人税のように債務の見越計上による課税繰延の防止を含まないこと、②相続税が一回きりの課税であり、確実でないために債務を相続価格計算上除外されたが、後に履行された債務につき相続税法上再考慮の余地がなく、かつ所得税においても、保証債務履行のために不動産を譲渡した時の譲渡所得税について、保証債務履行分は収入がなかったものとみなすとしているが、それ以外ももちろん考慮されず、相続人の財産減少（とそれに伴う担税力の減少⁽¹³⁾）が税制上

(10) 谷口勢津夫『税法基本講義（第5版）』（弘文堂、2016年）344頁。

(11) 金子・前掲注(9)331頁。

(12) いわゆる牛久市売上原価見積計上事件最高裁判決である最判平成16年10月29日刑集58巻7号697頁は、「事実関係に照らすと、当期終了の日である同年9月末日において、被告会社が近い将来に上記費用を支出することが相当程度の確実性をもって見込まれており、かつ、同日の現況によりその金額を適正に見積もることが可能であったとみることができる。このような事情がある場合には、当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が確定していないときであっても、上記の見積金

額を法人税法22条3項1号にいう『当該事業年度の収益に係る売上原価』の額として当該事業年度の損金の額に算入することができる」と解するのが相当である」と判示し、見積金額の売上原価計上を認めている。

(13) 「相続税は、被相続人から相続人への財産の移転に担税力を見出すことを主な根拠として、課税を行うものである。よって被相続人に債務が存在すれば、その相続人の担税力はそれだけ弱くなるため、被相続人の課税価格の算定上、その相続人の負担した債務が控除される」（北野弘久他編『争点相続税法』（勁草書房、1995年）75頁）。

まったく考慮されていないこと（税制の欠缺）を考えると、「確実と認められる債務」の要件は緩やかに解釈すべき¹⁴⁾であって、むしろそれは相続税申告の便宜、つまり過少申告を防ぎつつ、申告する上での債務の範囲を確定し、申告しやすくするための要件とみるべき余地があるように思われる。上述のように、相続税法基本通達14-1は、債務の存在が確実であれば、金額が確定していなくても、相続開始当時の現況により確実と認められる範囲の金額を債務控除する旨定めるが、相続開始の際に現に存する債務で、その後履行された債務については基本的に相続開始の際に確実と認められると解釈してよいのではなかろうか¹⁵⁾。つまり、当初申告時に確実なものについてはその申告で債務控除の対象にしながら、その時点で債務控除の対象とされなかった債務についても、後に履行されれば適宜更正の請求の対象にすると考えることはできないであろうか。この考え方によれば、課税価格の減少を招かず、かつ上述の税制の欠缺も合わせて考慮できるように思われる。

VI 保証債務

1 債務控除の可能な保証債務とは何か

保証債務は、主たる債務者が債務を履行しないときに、保証人がその履行をする責任を

負う債務のことである（民法446条以下）。主たる債務者が債務を履行できれば保証人には債務は生じないが、主たる債務者が履行できなければ、保証人が債務を履行する。保証人が主たる債務者の債務につき弁済をしたときは、保証人は、主たる債務者に対して求償権が生じる（民法459条1項、462条）が、この点が通常の債務と異なるところの一つである。

保証債務を相続税法上どのように扱うかについて、法令上規定はないが、相続税法基本通達14-3(1)は、「保証債務については、控除しないこと。ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額は、当該保証債務者の債務として控除すること」としている¹⁶⁾。つまり、相続開始の際（このことは通達上は明示されていない）に保証債務が債務として控除されるためには、①主たる債務者が債務を弁済できない状態であることと、②主たる債務者に求償権を行使しても弁済不能の部分があることが必要だと解されている。「被相続人が主たる債務者のためになした保証債務は、相続人に相続された場合でも、将来確実にその履行義務が発生するか否かは不確実であり、仮に将来その保証債務を履行した場合でも、法律上は、その保

14) 「解釈論としてももう少し『確実と認められる』債務の範囲を広げるべきであろう」とする見解として、浦東久男「相続財産に含まれる保証債務について」税法学546号17頁、26頁（2001）。

15) 最判平成22年10月15日民集64巻7号1764頁の判例研究である住永佳奈・法学論叢173巻1号115頁、122～126頁（2013）は、交通事故で加害者が支払う損害賠償金と遅延損害金、公租公課を例に取り、相続開始時点では金額が定まっていないが、

債務の原因となる事象が確実に存在する債務が債務控除の対象になるかどうかを検討している。同評釈は、上記債務が債務控除の対象となると論じる北野弘久編『コンメンタール相続税法』（勁草書房、1974年）134～135頁〔佐藤義行執筆〕を紹介しているが、同評釈自身は「どのような債務であれば『確実』であるといえるのかは一概に定義することができない」（125～126頁）と述べている。

証債務の履行は求償権の行使によって補填されるから、確実な債務とはいいがたい¹⁶⁾ために、保証債務は原則として債務控除の対象にしないが、上述①②の要件を満たす場合に「債務控除の対象としないこととするのは実情に即さない¹⁶⁾」ので、相続税法基本通達14-3(1)の取扱いが定められている、ということである。

実際の裁判例・裁決例でも、基本的に上述の通達の立場が踏襲されているといってよい。この問題の先例的裁判例である東京地裁昭和59年4月26日判決(税資136号352頁)は、「保証債務(連帯保証債務を含む)は、保証人において将来現実にその債務を履行するか否か不確実であるばかりでなく、仮に将来その債務を履行した場合でも、その履行による損失は、法律上は主たる債務者に対する求償権の行使によって補てんされるものであるから、原則として相続税法一四条一項に定める『確実と認められる』債務には該当しない。しかしながら、相続開始時の現況により(相続税法二二条)、主たる債務者が弁済不能の状態にある場合には、一般的に保証人においてその債務を履行しなければならないことが確実であり、かつ、その履行すべき債務について主たる債務者に対して求償権を行使しても返還を受ける見込みがない場合には、保証債務の履行による損失が補てんされないこととなる。

したがって、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため保証人がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償しても返還を受ける見込みがない場合には、保証債務についても、右にいう『確実と認められる』債務に該当するものとして、相続税の課税価格の計算上、債務控除の対象とすることができる¹⁷⁾と判示している¹⁸⁾。

2 東京高裁平成20年1月30日判決について

以上、債務控除の可能な保証債務とは何かの原則的考え方を、判例及び実務から考えたが、この点で興味深いのは東京高裁平成20年1月30日判決(税資258号順号10879)¹⁹⁾である。

旅館業を営むA社の代表取締役戊(亡戊)は平成13年5月17日に死亡し、妻甲、子である乙、丙が相続をし、亡戊との死因贈与契約に基づきA社の従業員であった丁が亡戊所有の不動産の贈与を受けた(甲、乙、丙、丁が本件原告・控訴人・上诉人(上告受理申立人)で、以下まとめて本件納税者らという)。本件納税者らは、A社を債務者とし、被相続人戊を連帯保証人とするB銀行及びC公庫の貸付金にかかる亡戊の連帯保証債務(代位弁済額8,517万6,785円)を、相続税の計算に当たり、債務控除の対象として申告した。これに対して、所轄税務署長は、亡戊の金融機関に対する連帯保証債務は相続税法14条1項の確実と

16) この通達に関し、山田二郎「相続税の計算と被相続人の保証債務」ジュリスト836号108頁、112頁(1985)は、「保証債務といえども、すでに成立し存続している債務であるので、これを確実な債務でないということで、頭から債務控除の対象から外すという解釈は正当なものではないと考える。[筆者注：現行相続税法基本通達14-3]が考慮している要素は、確実な債務かどうかを考えるにあたって取り上げるべき要因ではなく、債務の評価

にあたって考慮されるべき要因であるといえよう。法一四条一項の規定はその趣旨が分り難いものであり、実定法の規定をできるだけ無視しない解釈態度をとるとしても、基本通達の解釈は論理的に合理性を欠くものではないかと考える」と述べている。

17) 野原誠編『相続税法基本通達逐条解説(平成27年版)』(大蔵財務協会、2015年)260頁。

18) 同上。

認められる債務ではなく、それについての債務控除が認められないとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、甲ら相続人はこれを不服として出訴した。

A社は平成3年7月期からすでに債務超過の状態であり、銀行には多額の借入金があり、借入金には亡戌および亡戌の母Dが連帯保証をし、亡戌所有の不動産に担保設定がされていた。平成12年4月28日にはB銀行の借入金の一部について返済猶予を受け、利息のみの支払をするなどしていた。また、同年7月31日にはA社の亡戌からの借入金債務（役員報酬の借入金への振り替え）のうち4,000万円が放棄されるなどした。それでも、その時点での銀行からの借入金残高（B銀行約1億3,300

万円、C公庫約8,100万円で、合計約2億1,400万円）は、年間売上高（平成12年7月期の売上高は約7,000万円）の3倍を超えている。このような状況の中、戌が亡くなっている。

通夜の前日頃、A社の顧問税理士が甲に借入金が多額で経営状態が厳しいことを理由に旅館の廃業を勧める話をした。甲が子育て期間中であること、また亡戌の生前から経営のことは詳しくなかったことから、旅館内を切り盛りする自信がなく、Dも同様であった。さらに丁も裏方の仕事の経験がなく、旅館を切り盛りする実力がなかったため、通夜の晩には甲、税理士、亡戌と甲の仲人を務めた弁護士3人で、旅館を廃業する方向で具体的な話をした。A社の営む旅館は、平成13年6月末に営業を休止し、7月末までに丁及び番

(19) この判決は保証債務のみならず連帯保証債務についても言及しているが、この点を明らかにしている先行裁判例として、東京地判昭和54年5月10日訟月25巻9号2473頁がある。同判決は、「連帯保証債務についても、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、連帯保証人がその債務を履行しなければならない場合で、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額については債務控除の対象とすることができると解される」と判示しており、本文で述べた東京地判昭和59年4月26日と同様の判断基準を示している。同判決の評釈として高梨克彦・シュトイエル273号1頁（1984）があるが、判旨賛成の旨を表明はしているものの、相続開始後に保証債務を履行し、求償権が行使できなかった場合には更正の請求が可能である旨を示唆している（3頁以下参照）。

なお、連帯保証債務ではなく、単なる連帯債務については、相続税法基本通達14-3(2)が実務上の取扱いを定めているが、「連帯債務については、連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、当該負担金額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある者（以下14-3において「弁済不

能者」という。）があり、かつ、求償して弁済を受ける見込みがなく、当該弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならないと認められる部分の金額も当該債務控除を受けようとする者の負担部分として控除すること」と述べている。自己負担部分の債務控除に加えて、弁済不能者の自己負担部分についても債務控除を認めるものであるが、後者（弁済不能者の自己負担分）の判断枠組みは、保証債務の場合と同様と考えられる。

また、制限納税義務者につき、債務控除の対象となる債務の範囲が争われた事例として、東京高判平成22年12月16日訟月57巻4号864頁（第一審：東京地判平成22年7月2日訟月57巻4号879頁、上告審：最決平成23年10月21日税資261号順号11794）があり、評釈として浅妻章如・ジュリスト1445号124頁（2012）、品川芳宣・TKC税研情報20巻2号48頁（2011）などがある。

(20) 第一審：東京地判平成19年9月5日税資257号順号10770、上告審：最決平成21年4月21日税資259号順号11184。主として第一審判決を巡る評釈として杉岡映二・月刊税務事例44巻3号25頁（2012）がある。

頭を除く従業員を退職させた。平成15年2月14日、甲らが本件相続により取得した土地等及びA社が所有する土地等を、2億5,000万円で売却し、売却代金から金融機関からの借入金を返済した。A社は同月28日に解散し、同年7月10日に清算を結了している。

第一審東京地裁平成19年9月5日判決は、「連帯保証債務は、原則として相続税法14条1項の定める『确实と認められるもの』には該当しないが、相続開始の時点を基準として、主たる債務者がその債務を弁済することができないため保証人がその債務を履行しなければならない場合で、主たる債務者に求償しても補填を受ける見込みがないことが客観的に認められる場合には、相続税法14条1項の定める『确实と認められるもの』にあたりと解するのが相当である」として、債務控除の対象となる保証債務の判断基準を示した後、①B銀行からの借入金の一部につき元本返済の猶予を受け、亡戊からの貸付金債務（判決文では借入金債務といわれている）4,000万円の債権放棄を受けているが、その他の債務については元利金又は利息の支払を継続し、②A社の営業状態も利用人員、収入金額とも回復傾向を示し、法人事業概況報告書等、客観的な資料においては、本件会社が旅館経営を続ける意思と能力を有していることが明らかであり、また③平成13年3月にB銀行から借換えを認められ、営業状態も亡戊死亡前である4月までは前期に近い業績をあげており、本件会社の経営する旅館が営業を廃止することを予見させる兆候もなく、④亡戊死亡後も元利金の支払を続け、元本返済のさらなる猶予を得た後も利息の支払を続けていたことが認められることから、本件相続開始日において、A社が債務を返済することができない状態で

あったとはいえないことは明らかであるとして、連帯保証債務の債務控除を認めなかった。

これに対し、本件納税者らが控訴したが、東京高裁平成20年1月30日判決は、「控訴人らは、本件会社は、〔1〕年々債務超過額が増加し、売上げは減少し、業績は悪化していた、〔2〕B銀行が借入金の元金返済について猶予をしていなければ、旅館を営業しながら弁済を続けることは困難であった、〔3〕亡戊の死亡により、本件会社の営業は直ちに廃止しなければならない状況が顕在化し、その時点における資産、負債等の状況からいえば、B銀行及びC公庫に対する借入金につき、連帯保証人への請求が确实で、求償権も行使できない状態であったと主張する。…しかし、相続税法14条1項の确实と認められる債務か否かの判断の基準時は、相続開始の時点である亡戊死亡時であるところ、…原判決…において説示するとおり、本件会社は、亡戊死亡時においては、旅館営業を継続していて、営業を廃止することを予見させる兆候はなく、B銀行から元金返済の猶予や追加融資を受けるなどしつつも、債務の弁済を続けていたのであり、亡戊死亡時において、本件会社が債務を返済することができない状態であったとはいえない」、として控訴を棄却している。

大多数の日本人は律儀である。借りたものがあれば、何とかして返そうとするし、それが難しいときは、頭を下げて返済の猶予を願い、利息だけは必至で返しながら、その間に何とか手立てはないかと経営の再建を模索するのである。しかしそれも代表者が元気であれば、である。多くの中小企業は代表者の能力に頼った経営をしていることが少なくない。A社も代表者戊が元気であったなら何とかこの会社を維持していこうと努力していたに違

いない。本判決では、このような代表者に頼った中小企業経営における保証債務の特殊性を考慮していない点に問題がある²⁾。

12年7月期の売上高は、最悪であった11年7月期より9.7%増加しているとされる。しかし、その戊が病に倒れた。入院しているときに、「あなたが亡くなったからこの会社は存続できないから会社を解散しなさい」と、誰が言えようか？ しかし、戊がいないA社は存続不可能なのである。戊からの借入金4,000万円の債権放棄を受けた時点で、年間売上高の3倍を超える借入金残高というのは、既に倒産状態である。

亡くなった後の通夜の前日、そして通夜の日に旅館の廃業が話し合われたのは、迅速であった。予約客を取っている旅館という業種の特殊性を考えると、6月末の営業停止もいたしかたない。土地の売却先を探すのに2、3年かかることも通常のことである。土地を売却した後速やかに清算終了しているのである。

以上のように、代表者に頼った中小企業経営の特殊性や、本件での債務超過の状態を鑑みれば、経営連帯保証契約を締結した時に将来連帯保証債務が発生する可能性は発生している。そして、相続開始の時点で事実上倒産状態であり、通夜の日に廃業を決断、その後

すみやかに営業を廃止しているのである。連帯保証債務の存在は確実であり、金額が完全に確定していないだけである。相続税法基本通達14-3(1)が示す、①主たる債務者が債務を弁済できない状態であることと、②主たる債務者に求償権を行使しても弁済不能の部分があることの両要件を満たしており、本件では債務控除が認められるべきであったと考えられる。

Ⅶ むすびにかえて

何年前か、筆者が、ある後継相続人がいない士業の方の相続税申告を依頼されたことがあった。賃借事務所の退去費用やコピー機などのリース残債務について、審理課に問い合わせたところ、「被相続人の債務ではなく、相続人の債務であるから債務控除できない。」との回答を得た。何かおかしいと思ったのがこのテーマを選んだ理由である。残念なことに金額が少額なためか、この種の債務についての裁判例はみあたらなかった。保証債務についての裁判例は、上述のものを含めていくつか見て取ることができたが、いずれも確実といえる債務ではないとして、債務控除の対象ではないとされている。

しかし、相続した正味財産に相続税を課税するのが本来の趣旨であるならば、相続を単

(2) 三木=浪花・前掲注(6)224頁は、東京高判平成4年2月6日行裁例集43巻2号123頁(第一審：静岡地判平成元年6月9日行裁例集40巻6号573頁)が「書面によらない贈与であるというだけで、債務控除の対象にならないと解すべきではなく、書面によらない贈与であっても、相続時点において、相続人によって取消権が行使されずに履行されることが確実と認定できるか否かが問題であるというべきである。そしてこの点の認定に関しては、相続開始後における状況、特に相続人によって現

実に右債務の履行がされたか否かの点は、相続開始時点において債務の履行が確実と認められるか否かの認定においても斟酌されて然るべきである」と判示したことを受けて、「相続開始後に実際に贈与税を負担してきた事実を考慮して総合的に債務控除の可能性を判断してきている」と指摘する。本稿の主張は、このような事後に生じた事実も踏まえての総合考慮が重要である、ということにつきる。

純承認したら逃れることができない債務であれば、債務控除の対象にすべきであるし、そうでないと、そういった債務を持たない被相続人の課税価格と比べても不公平となる。本文でも述べたが、相続開始の際、「現に存するもの」「確実に認められるもの」の解釈と事実認定が、あまりに遺族である納税者に寄り添っていないのである。

公租公課について、相続税法14条2項で委任された相続税法施行令3条で「被相続人の死亡の際納税義務が確定しているもののほか、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった」税額も控除すべきとしている。施行令3条について山田二郎教授は、「これは公租公課についての特例を定めたものではなく、法一三条、一四一条の原則を注意的、確認的に規定しているものに過ぎないと解される」²²⁾と述べておられる。また、相続放棄した者の負担した葬式費用につき、相続税法基本通達13-1は「相続を放棄した者及び相続権を失った者については、法第13条の規定の適用はないのであるが、その者が現実に被相続人の葬式費用を負担した場合においては、当該負担額は、その者の遺贈によって取得した財産の価額から債務控除しても差し支えないものとする」としている。こういった取扱いがされているのを見ると、他の債務については相続した正味財産に相続税を課税するという本来の趣旨が忘れられているのではないかと。被相続人の生涯の債務財

産清算の原則の考え方を徹底すべきではないかと思う。

被相続人が生前に提起して相続人が承継していた所得税更正処分等の取消訴訟において、同処分等の取消判決が相続開始の日後に確定した場合、被相続人が納付していた所得税等に係る過納金還付請求権として相続財産を構成するのかが争われた最高裁判平成22年10月15日判決（民集64巻7号1764頁）²³⁾では、「所得税更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の取消判決が確定した場合には、上記各処分は、処分時にさかのぼってその効力を失うから、上記各処分に基づいて納付された所得税、過少申告加算税及び延滞税は、納付の時点から法律上の原因を欠いていたこととなり、上記所得税等に係る過納金の還付請求権は、納付の時点において既に発生していたこと」になるとして、過納金還付請求権が相続財産として相続税の課税財産となる、と判示している。相続開始時に債権の存在が確定でないにもかかわらずこれを課税財産とする上記最高裁判決からすると、債務側の取扱いが債権側のそれと不均衡に取り扱われ、多くの債務を相続した者が著しく不利に扱われていると思われる。このような不均衡、不公平の是正の観点からも、本文で述べたように、相続開始の際に現に存する債務で、その後に履行された債務については基本的に相続開始の際に確定と認められると解釈してよく、また連帯保証債務が債務控除の対象となるかどうかにつ

²²⁾ 山田・前掲注16)108頁。

²³⁾ 第一審：大分地判平成20年2月4日民集64巻7号1822頁、控訴審：福岡高判平成20年11月27日民集64巻7号1835頁。評釈・解説として、鎌野真敬・ジュリスト1426号171頁（2011）、同・法曹時報64巻6号136頁（2012）、石島弘・民商法雑誌144

巻4 = 5号518頁（2011）、谷口勢津夫・税研178号184頁（2014）、増田英敏・判例時報2117号152頁[判例評論631号6頁]（2011）、瀧圭吾・別冊ジュリスト207号（租税判例百選[第5版]）182頁（2011）、浅妻章如・法学協会雑誌131巻1号252頁（2014）などがある。

いても、代表者に頼った中小企業経営の特殊性を考慮したより細やかな事実認定と法のあてはめが求められるべきであると考え。後

継相続人がいない士業の方が亡くなった場合、状況に応じて、賃借事務所の退去費用などの債務控除を認めてよいように思われる。